



大津市公報

平成 25 年 4 月 1 日
号外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 公 告

公共下水道事業受益者負担金の平成25年度の賦課対象区域に関する公告..... 1

企 業 局 公 告

公共下水道事業受益者負担金の平成25年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の平成25年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

平成25年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

負担区の名称	賦課対象区域
小松負担区	北小松の一部、南小松の一部、北比良の一部
木戸負担区	大物の一部、荒川の一部、木戸の一部
和邇負担区	和邇中の一部、和邇今宿の一部、小野の一部
湖西負担区	伊香立向在地町の一部、伊香立北在地町の一部、伊香立途中町の一部、真野一丁目の一部 (6 街区の一部、33街区の一部、35街区の一部、36街区の一部)、真野四丁目の一部 (31街区の一部)、真野五丁目の一部 (17街区の一部、29街区の一部)、真野六丁目の一部 (12街区の一部)、真野大野一丁目の一部 (23街区の一部)、堅田一丁目の一部 (12街区の一部、16街区の一部)、本堅田四丁目の一部 (12街区の一部、21街区の一部)、本堅田六丁目の一部 (31街区の一部、34街区の一部、35街区の一部、36街区の一部、37街区の一部、39街区の一部)、衣川一丁目の一部 (12街区の一部、16街区の一部、21街区の一部、27街区の一部、28街区の一部、37街区の一部、40街区の一部)、衣川二丁目の一部 (25街区の一部)、今堅田一丁目の一部 (7 街区の一部、9 街区の一部、10街区の一部、14街区の一部)、今堅田二丁目の一部 (23街区の一部、26街区の一部)、今堅田三丁目の一部 (12街区の一部)、仰木二丁目の一部 (11 街区の一部、12街区の一部、19街区の一部、33街区の一部)、仰木三丁目の一部 (7 街区の一部、10街区の一部)、仰木四丁目の一部 (5 街区の一部)、仰木の里東八丁目 (8 街区の一部、23街区の一部)、千野一丁目の一部 (14街区の一部)、苗鹿二丁目の一部 (3 街区の一部、27街区の一部、36街区の一部、37街区の一部)、坂本一丁目の一部 (14街区の一部、18街区の一部、20街区の一部)、坂本二丁目の一部 (20街区の一部)、坂本三丁目の一部 (5 街区の一部、18街区の一部、33街区の一部)、坂本七丁目の一部 (33街区の一部、36街区の一部)、下阪本一丁目の一部 (12街区の一部、29街区の一部、38街区の一部)、下阪本二丁目の一部 (16街区の一部)、下阪本五丁目の一部 (11街区の一部、17街区の一部)、下阪本六丁目の一部 (44街区の一部)、比叡辻一丁目の一部 (12街区の一部、16街区の一部、20街区の一部、28街区の一部、29街区の一部)、穴太二丁目の一部 (10街区の一部)、唐崎三丁目の一部 (5 街区の一部)、滋賀里一丁目の一部 (13街区の一部、28街区の一部)、滋賀里二丁目の一部 (2 街区の一部、9 街区の一部)、蓮池町の一部 (12街区の一部)、見世一丁目の一部 (10街区の一部、14街区の一部、19街区の一部)、見世二丁目の一部 (1 街区の一部、9 街区の一部)
皇子山負担区	南志賀三丁目の一部 (15街区の一部、21街区の一部)、南志賀四丁目の一部 (18街区の一部)、勤学二丁目の一部 (4 街区の一部)、柳川二丁目の一部 (1 街区の一部)、鏡が浜の一部 (9 街区の一部、10街区の一部、11街区の一部、12街区の一部、

	13街区の一部、15街区の一部)、比叡平一丁目の一部(35街区の一部)、比叡平二丁目の一部(30街区の一部、31街区の一部、32街区の一部、45街区の一部、52街区の一部)、比叡平三丁目の一部(31街区の一部、39街区の一部)
藤尾負担区	横木二丁目の一部(10街区の一部)
晴嵐・山手負担区	湖城が丘の一部(14街区の一部)、秋葉台の一部(17街区の一部)、富士見台の一部(31街区の一部、49街区の一部)、美崎町の一部(11街区の一部)、若葉台の一部(25街区の一部)、北大路一丁目の一部(2街区の一部)、田辺町の一部(16街区の一部)、螢谷の一部(15街区の一部)、国分一丁目の一部(8街区の一部、13街区の一部、40街区の一部)
湖南負担区	国分二丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、石山寺一丁目の一部(3街区の一部)、石山寺三丁目の一部(17街区の一部)、石山寺四丁目の一部(7街区の一部)、石山寺五丁目の一部(9街区の一部)、平津一丁目の一部(33街区の一部)、平津二丁目の一部(15街区の一部、19街区の一部)、赤尾町の一部(3街区の一部)、南郷五丁目の一部(12街区の一部)、南郷六丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、黒津二丁目の一部(10街区の一部)、関津一丁目の一部(3街区の一部)、新免一丁目の一部(5街区の一部)、瀬田三丁目の一部(2街区の一部)、神領二丁目の一部(22街区の一部、24街区の一部、36街区の一部)、神領三丁目の一部(11街区の一部)、玉野浦の一部(16街区の一部)、大江一丁目の一部(4街区の一部、6街区の一部、27街区の一部、35街区の一部、39街区の一部)、大江二丁目の一部(23街区の一部)、大江三丁目の一部(23街区の一部、24街区の一部)、大江四丁目の一部(3街区の一部)、大江五丁目の一部(10街区の一部、11街区の一部)、大江六丁目の一部(20街区の一部)、大江七丁目の一部(14街区の一部)、大江八丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、大萱二丁目の一部(27街区の一部)、大萱五丁目の一部(7街区の一部、11街区の一部、12街区の一部、13街区の一部、14街区の一部、15街区の一部、22街区の一部、23街区の一部)、大萱六丁目の一部(4街区の一部)、大萱七丁目の一部(10街区の一部)、大將軍二丁目の一部(1街区の一部)、大將軍三丁目の一部(27街区の一部)、一里山二丁目の一部(1街区の一部)、一里山三丁目の一部(7街区の一部)、一里山五丁目の一部(20街区の一部)、一里山六丁目の一部(12街区の一部)、月輪二丁目の一部(18街区の一部、22街区の一部)、月輪三丁目の一部(33街区の一部、36街区の一部、50街区の一部)